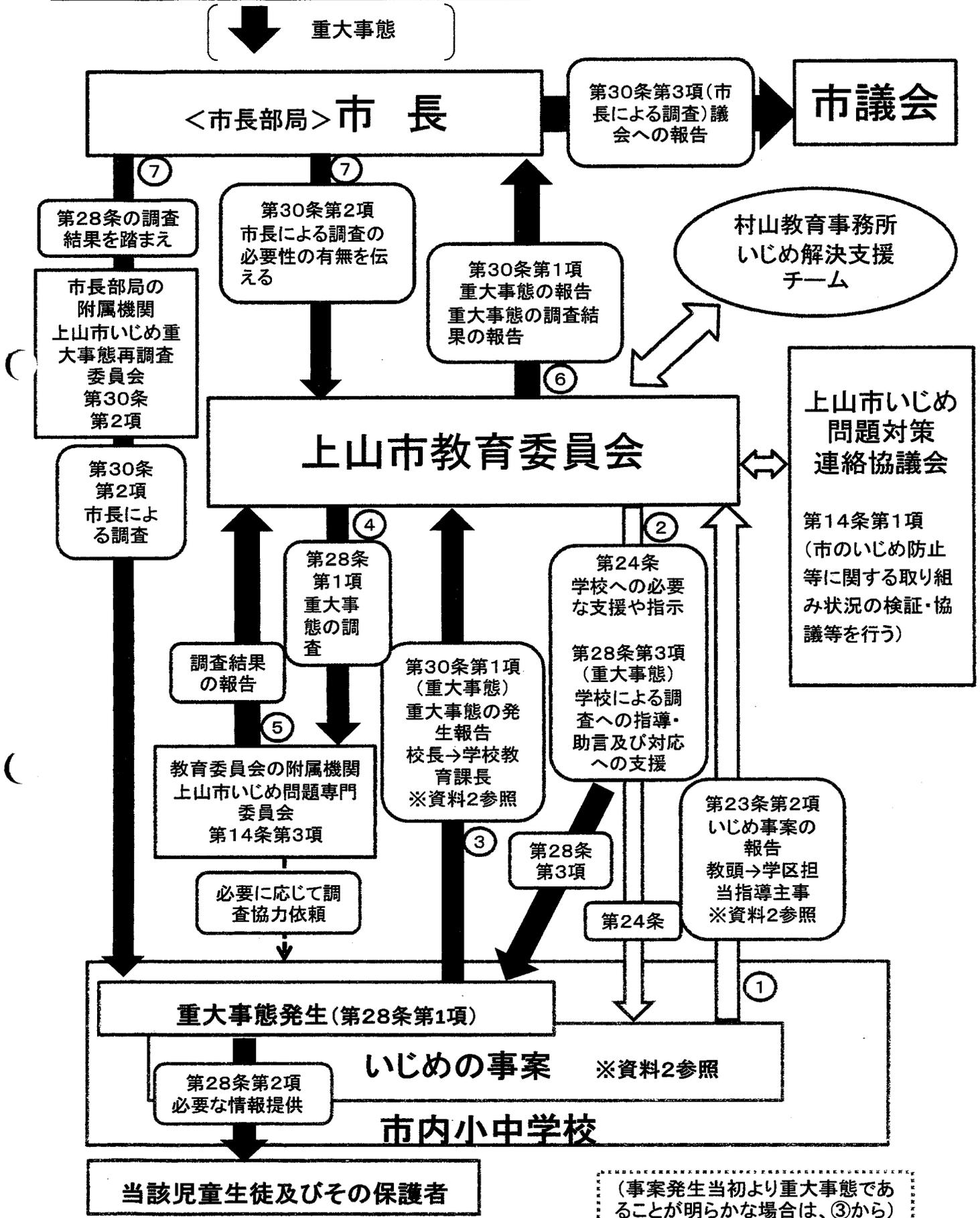


いじめ防止対策推進法に基づく

【いじめ(重大事態)発生時の対応を中心とした組織的な体制】



【共通認識】

「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」
 「いじめはどの児童生徒、どの学校にも起こりうる」
 「いじめ認知」＝「児童生徒の苦痛を認知する」

【いじめ事案の校内対応(案)】

重大事態(いじめ防止対策推進法第28条)

- いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
- いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある

いじめの発生

<情報を生徒指導担当者等に報告>

- ・教職員が発見
- ・アンケート等からの把握
- ・児童生徒・保護者からの訴え 等

(各校の組織名記載)

注:各校の教育相談委員会等とは別に組織することとなっています。

<校内職員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当職員、学年主任、養護教諭、等

<校外関係者>

スクールカウンセラー等

生徒指導担当者又は管理職等が組織運営する

情報収集

事実確認

- ・当該児童生徒に関わる全教職員から情報収集
- ・事実を時系列で整理
- ・具体的事実と周辺事実との整理

- ・個別に行う
- ・記録に残す
- ・自書させる
- ・児童生徒の力関係の影響に配慮
- ・児童生徒に寄り添い支える態度で行う

<教育委員会等への報告:教頭より教育委員会(学区担当指導主事)へ>

- ・事実の確定
- ・指導方針の検討
- ・教職員で情報の共有と指導についての共通理解

- ・家庭での状況についての聞き取り
- ・丁寧な状況説明と今後の方針の確認
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話合う

指導方針の検討

被害者保護者対応

特別な指導

人間関係の修復

学級等に対する指導

指導後の状況把握

- ・必要に応じて謝罪の場の設定
- ・必要に応じて被害児童生徒と保護者、加害児童生徒と保護者との関係修復とよりよい方向への援助

- ・日常の状況把握による再発防止の徹底

加害児童生徒・保護者への指導

- ・行為の振り返り
- ・問題点の理解
- ・被害児童生徒の心情への理解
- ・自己存在感が持てる指導の実施

学級等の集団の人間関係の構築に向けた指導

重大事態
 (校長より教育委員会(学校教育課長)へ)
 上山市いじめ防止基本方針P14参照

最低3カ月の継続的な見取り、指導